



藤本哲智議員

Q 深原町有地について

A 広くPRしセールス活動を行う等、積極的な対応を進めていく。(三村町長、森本建設部長)

この造成事業の経緯は、安芸地区広域不燃物最終処分場の建設中止に伴い、平成16年5月の全員協議会で示された「取得した土地を売却するよう努めること」等3つの意見を踏まえ検討を進め、平成21年8月の全員協議会で、町有地の有効活用策として、工業系用地等の5つの活用計画案を策定し検討した結果、造成地を物流系用地等として位置付けることを報告した。

また、この急しゆんな谷間に位置する町有地を整備するためには、大量の土砂を購入するなど、町財政に大きな負担が生じるところであるが、県道矢野安浦線トンネル工事が発生する残土を受け入れることで、双方ともに経済的な事業推進が見込まれた。

このように、深原地区町有地の造成は、町の活性化に資する有効活用と幹線道路の整備促進の達成に有効と考えられ、県と連携して事業を進めたところである。



▲完成目前の深原造成地

A

Q なぜ深原地区にできたのか。当初からの経緯を含めた説明を。

A

Q 造成地に対する今後の方針、展開は。また、上水道の整備は。

深原町有地の造成工事は、平成23年度に着手し、本年度完成する。完成後は、給水施設などのインフラ整備を行い、水の安定供給を図り販売していく。

また、本年度から造成地販売の情報提供、誘致活動の強化を図るため、県の「広島県企業立地推進協議会」に参加し、「広島県企業立地ガイド2013」には平成26年秋以降の分譲を開始予定として概要を掲載している。

今後は、民間企業に対して広くPRし、造成地の問合せについては、併せてセールス活動を行う等、積極的な対応を進めていく。

Q 消費税増税に伴う上・下水道料金は

A より一層コスト削減を意識し、効率的な事業推進に努める。(三村町長、森本建設部長)

上水道事業は、近年の節水社会の浸透により、収入が減少し企業会計を圧迫している中で、熊野団地の石綿管等の古くなった施設等の更新が控えている。

また、下水道事業も市街化区域内の整備が数年で完了予定であるが、熊野団地内の老朽管路の長寿命化対策など更新が控えている。

このように財政支出が必要な状況において、平成26年4月1日からの消費税の増税については、料金改定は凍結し、消費税増税の差額3%分のみ、水道料・下水道使用料に転嫁したいと考えている。

今後両事業とも、より一層コスト削減を意識し、効率的な事業推進に努めていく。

A

Q 来年4月から消費税が5%から8%に増税されるが、これに伴い町の上・下水道料の引上げはどうなるのか。

Q 町内介護施設での虐待調査

A これまで、虐待調査を行ったことはない。(清代民生部長)

また、介護職員にはそのつもりは無くとも、結果的に虐待を行っていることも考えられる。

そのため、利用者やその家族・地域等も含めた風通しの良い状態を保つことが大切であり、町としては、地域交流やボランティアの受け入れを積極的に行う、介護職員一人ひとりが、虐待防止法や介護技術に対する正しい知識を身に付ける研修を受講させるなどの指導を引き続き行っていく。

A

Q 福山市内の介護施設での虐待が告発により露見したが、町内施設で調査を行ったことがあるか。

これまで虐待の通報を受けた事例は、全て在宅での虐待であった。しかし、施設内での虐待は、閉鎖的空間で起こり、たとえ虐待があっても、外部からは発見しづらい。

建設部門



民法正則議員

Q 子育て世代定住促進助成制度の利用状況は

A 11月末現在で、33世帯から申請があった。(三村町長)

この制度の利用は、11月末現在、33世帯から申請があり、この内、町外からの転入が20世帯71名、町内の転居が13世帯54名であった。申請件数は、想定している件数より少ないため、町広報などを活用し、この制度の周知に努めた。

A

Q 子育て世代の定住を支援、促進するために、町は、住宅取得費を助成しているが、これまでの利用状況は。

本町では、子育て世代の定住を促進し、人口維持、地域の活性化を目的として、本年度より3年間の予定で子育て世代定住促進助成金制度を行っている。

Q 雲母川砂防堰堤事業は

A 一年でも早く完了できるように、県に強く要望していく。(三村町長、森本建設部長)

完了年度は、国の補助金の配分や用地の取得状況が影響するため、現時点では未定であるが、県に必要な補助金を確保してもらい、一年でも早く完了できるように、県に強く要望していく。

A

Q 雲母川砂防堰堤事業について、工事概要及び今後の計画について説明を。

通常砂防事業雲母川の事業は広島県西部建設事務所において、堤体幅約73mの堰堤1基を整備し、現町道の付替えを実施するもので、砂防堰堤の整備による保全対象地域は、家屋47戸、耕作地2・67ha、県道240m、町道等3,370mである。